

3. 上位計画

1) 都市マスタープラン等

○「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」【東京都 | 2016年12月】

- ・「東京都長期ビジョン」が示す政策の方向性を継承しつつ、都民ファーストの視点から政策を積極的かつ計画的に展開するため、2017～2020年度までの新たな4か年の実施計画として策定された。
- ・都民ファーストの都政への具体的な道筋（未来への航路）として、以下の3つを掲げている。

1 都民FIRST(ファースト)の視点で、3つのシティを実現し、「新しい東京」をつくる 4か年（2017～2020年）の政策展開



2 「FIRST戦略」が示す、首都東京の成長戦略

3 東京のFUTURE 明るい東京の未来像の一端を描く「Beyond2020～東京の未来に向けて～」

- ・神宮外苑地区は、「スマートシティ」の「政策の柱6 多様な機能を集積したまちづくり」において、以下のように方向づけられている。

政策展開3 東京のポテンシャルを最大限に引き出す開発プロジェクト等の推進

多様な都市機能の集積を促進し、質の高い都市空間を形成するとともに、地域の特性を生かしたまちづくりを推進する。

3 東京2020大会競技会場を生かしたまちづくりの推進

- ・神宮外苑地区においては、新国立競技場の建設を契機に、大規模スポーツ施設の更新を促進し、歴史的景観の維持・保全を図りながら、新たな魅力・にぎわい・風格を兼ね備えたスポーツクラスターを形成する。

○「東京都長期ビジョン」【東京都 | 2014年12月】

- ・2つの基本目標「史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現」「課題を解決し、将来にわたる東京の持続的発展の実現」を掲げ、その実現に向け8つの都市戦略と25の政策指針が打ち出されている。
- ・「政策指針4 世界に存在感を示すトップアスリートの育成とスポーツ都市東京の実現」において、政策の方向性の1つとして「誰もがスポーツに親しむことができる環境の整備」が掲げられており、その中で「四大スポーツクラスターの中心となるスポーツ施設の整備・改修を進め、多くの都民が集まるスポーツ振興の拠点形成を推進」することが方向づけられている。
- ・「政策指針16 都心等の機能強化による東京の都市力の更なる向上」における政策の方向性の1つとして掲げられている「東京のポテンシャルを最大限に引き出す開発プロジェクト等の推進」の中で、「2020年大会のレガシーを活かした質の高い都市空間の形成」が示されており、神宮外苑地区は以下のように方向づけられている

神宮外苑地区

- ・新国立競技場の建設を契機として大規模スポーツ施設の更新を促進し、これらの施設を中心に多様な機能が集積するスポーツ・文化の拠点形成を推進する。また、いちょう並木から聖徳記念絵画館を臨む歴史的景観の維持・保全を図りながら、関係地権者等と連携して緑あふれる安全で快適な歩行者空間を整備し、新たな魅力・にぎわい・風格を兼ね備えたスポーツクラスターを形成していく

○「東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針【東京都 | 2014年12月】

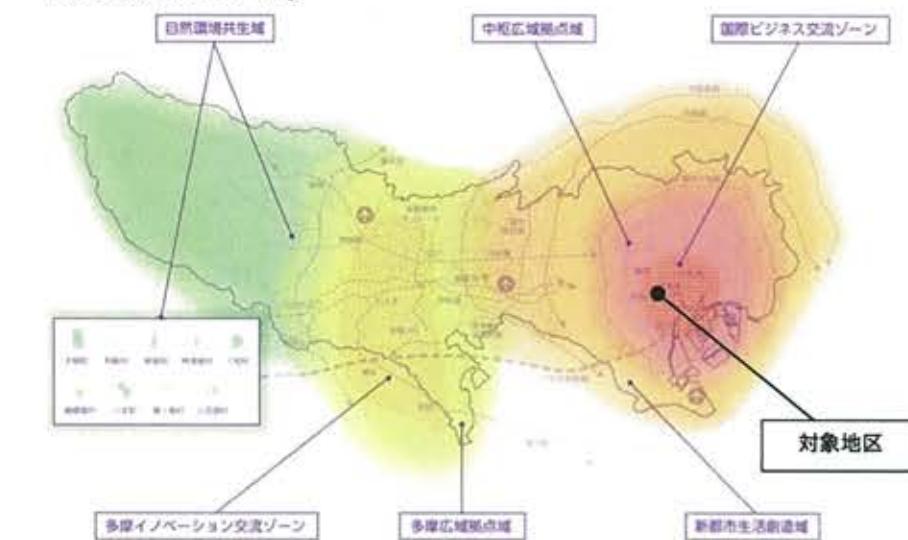
- ・本方針は、東京区部の都市計画区域のマスタープランに相当し、2025年を目標年次としている。
- ・特色ある地域の将来像として、神宮外苑地区について以下のように示されている。

神宮外苑

- ・神宮外苑地区では、スポーツの躍動感を感じさせ、文化的利活用も可能となる新国立競技場の建設を契機として、大規模スポーツ施設の更新が促進され、これらの施設を中心に多様な機能が集積するスポーツ・文化の拠点を形成
- ・いちょう並木から聖徳記念絵画館を臨む歴史的景観の維持・保全を図りながら、関係地権者などと連携したまちづくりが進められる中で、緑あふれる安全で快適な歩行者空間が整備され、新たな魅力・にぎわい・風格を兼ね備えた神宮地区スポーツクラスターが形成

○都市づくりのグランドデザイン ～東京の未来を創ろう～【東京都 | 2017年9月】

- ・目指すべき東京の姿と、その実現に向けた都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示した行政計画で、目標時期を2040年代と設定している。
- ・都市づくりの目標として「活力とゆとりのある高度成熟都市」を掲げ、地域の「個性」に着目した地域づくりを推進する方向性を示している。東京都を「中枢広域拠点域」「新都市生活創造域」「多摩広域拠点域」「自然環境共生域」の4つの地域区分に再編するとともに、日本と東京圏のエンジンとなる2つのゾーンを重ねて設定している。



- ・目指すべき新しい都市像の実現に向け、分野横断的な視点から都市づくりの7つの戦略・30の政策方針・80の取組が示されている。
- ・神宮外苑地区については、「戦略07 芸術・文化・スポーツによる新たな魅力を創出」の「政策方針30 東京2020大会の競技施設を様々な確度から生かす」において、以下の取組が示されている。

取組2 神宮外苑地区ににぎわいと風格を兼ね備えた世界に誇れるスポーツ拠点を形成する

- 大規模スポーツ施設や公園など、既存施設の再編・整備が進んでいる
- ・大規模スポーツ施設を連鎖的に建替えるとともに、青山通り沿道等の土地の高度利用を促進し、魅力のある複合市街地を形成します。
 - ・周辺駅へのアクセスルート等、バリアフリー化された安全で快適な歩行者ネットワークを形成します。

緑豊かで風格のある都市景観が創出されている

- ・地区計画を活用し、神宮外苑いちょう並木から明治神宮聖徳記念絵画館を望む首都東京を代表する象徴的な眺望を保全するとともに、地区一帯において緑豊かな風格のある景観を創出します。
- ・大規模スポーツ施設の人だまり空間や歩行者ネットワークの整備に併せた緑化により、緑豊かな潤いのある都市空間を創出します。

○「新宿区まちづくり長期計画・都市マスターPLAN／まちづくり戦略プラン【新宿区 | 2017年12月】

・「新宿区まちづくり基本計画」は、2007年に策定した「都市マスターPLAN」を見直すに当たり、新たに「まちづくり戦略プラン」を加えた二本立ての形で2017年12月に策定された。

【都市マスターPLAN】

(めざす都市の骨格)

- ・将来の都市像：「暮らしと賑わいの交流創造都市」
- ・将来の都市構造：「心（しん）」「軸（じく）」「環（わ）」から示している。神宮外苑地区は「賑わい交流の心」「七つの都市の森」「水とみどりの環」に位置づけられている。また、外苑東通り・外苑西通りは「都市活動軸」に、スタジアム通りが「地域活動軸」に、位置づけられている。

(四谷地域まちづくり方針)

- ・神宮外苑地区は「四谷地域」に含まれる。地域の将来像を「歴史と文化の香りあふれ、多くの人が集う夢のまち」としている。
- ・神宮外苑地区に関する「まちづくり方針」の概要を以下に示す。

(都市の骨格に関するまちづくり方針)

*神宮外苑地区・信濃町駅周辺地区【賑わい交流の心】

- ・神宮外苑地区は、神宮外苑への玄関口となる信濃町駅周辺とあわせて、スポーツクラスターとして集客力の高い、賑わいと活力のあるまちとして再生を推進するとともに、周辺の快適な歩行者空間や環境を整備
- ・明治神宮外苑周辺のみどり豊かな潤いと調和したまちづくりを推進
- ・スポーツ施設や大学病院など周辺施設利用者等のため、宿泊施設の整備を誘導

*外濠周辺・新宿御苑周辺と明治神宮外苑周辺【七つの都市の森】

- ・明治神宮外苑周辺のまとまったみどりを「七つの都市の森」の一つと位置づけ、みどりの保全・充実・活用を進める

*外濠・新宿御苑と明治神宮外苑【水とみどりの環】

- ・明治神宮外苑のみどりを新宿区の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる、連続した水とみどりの骨格を形成

(地域のまちづくり方針)

*大規模施設跡地の有効活用

- ・大規模施設等の跡地は、開発の際に地域の安全性の向上のために、災害時の避難施設として活用するなど、有効な利用の検討を進める

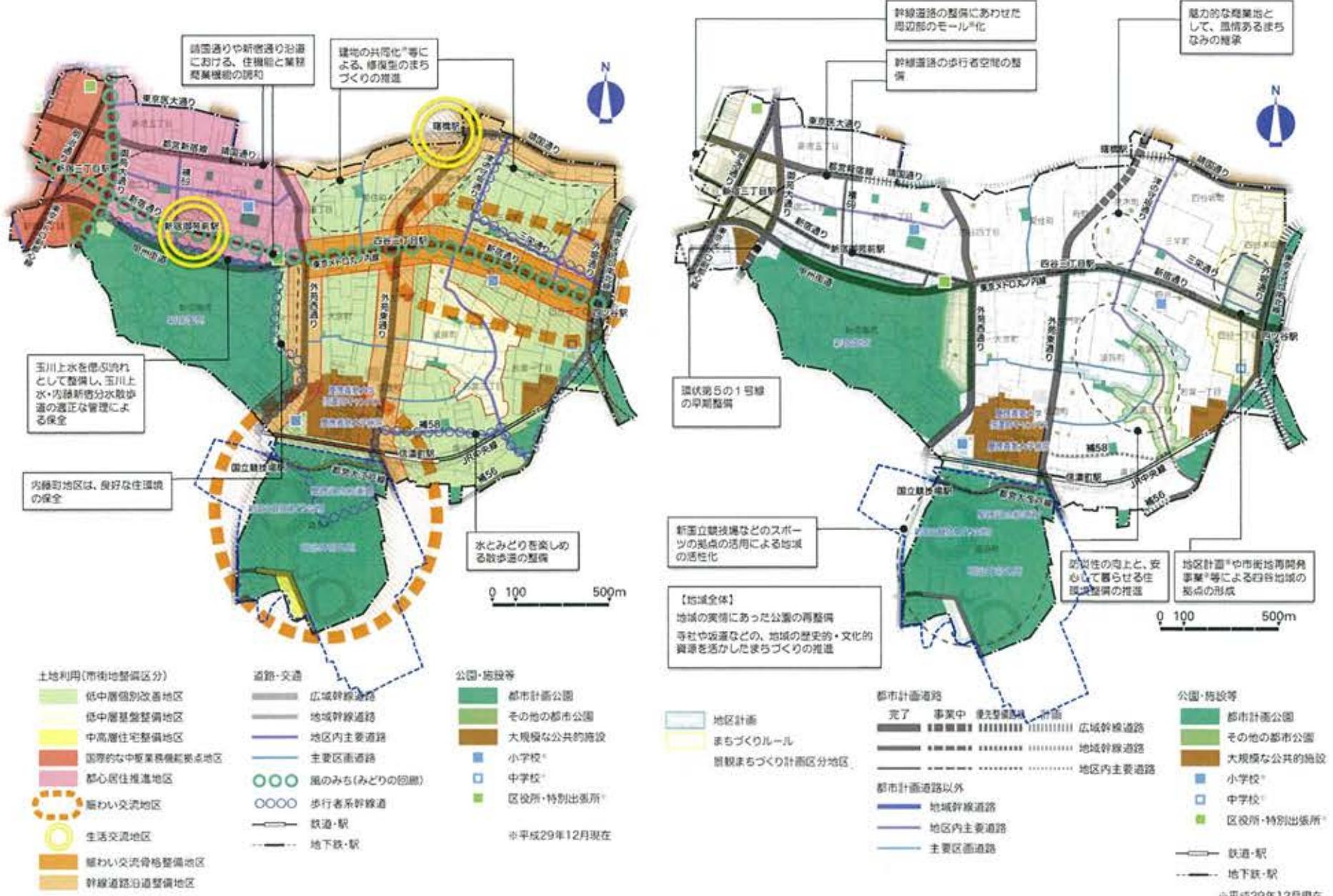
*水とみどりのネットワークの形成

- ・新宿御苑から明治神宮外苑、外濠に至る歩行系幹線道における街路樹の充実等を図り、区民と協働でみどり創出を進める
- ・明治神宮外苑などの大規模公園を核とし、周辺地域へみどりが広がるよう、地区計画や景観まちづくり計画等の制度の活用を検討
- ・大規模な開発等の際には、事業者にオープンスペースの確保を要請し、地域に開かれたみどりの広場の整備を進める

*スポーツ拠点を活かしたまちの活性化

- ・新国立競技場や神宮球場などのスポーツ施設でイベント開催するなど、地域の活性化に結びつけることを促進

四谷地域まちづくり方針図



【まちづくり戦略プラン】

・「まちづくり戦略プラン」は、「課題別戦略」と「エリア戦略」で構成されている。神宮外苑地区は、「神宮外苑・信濃町駅周辺エリア」において以下のような課題と戦略が示されている。

《主な課題》

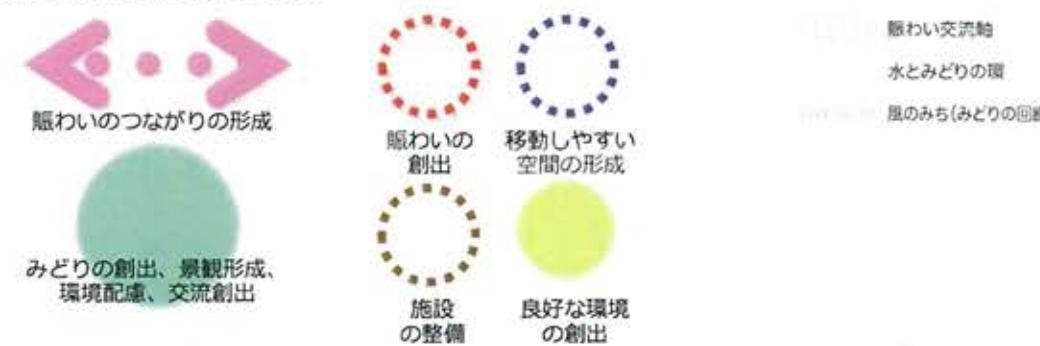
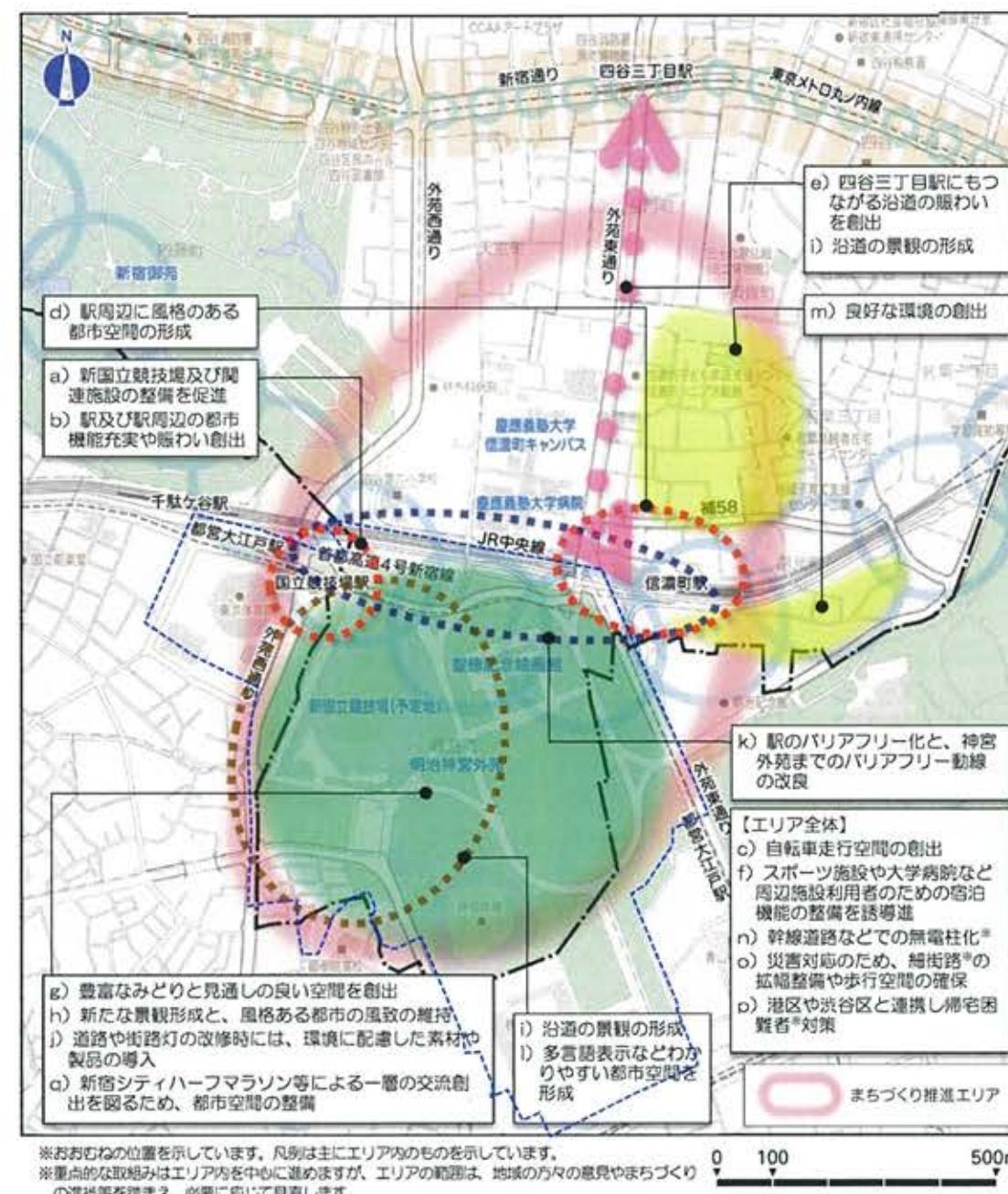
- ① 神宮外苑地区では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などに向け、賑わいあふれるスポーツ・文化交流のまちを形成するため、新国立競技場及び関連施設の整備が進んでいます。今後、国内外から多くの来街者が予想されますが、地域全体における賑わい・宿泊機能の充実が課題となっています。
- ② 神宮外苑地区には、豊富なみどりや歴史・文化的な価値のある聖徳記念絵画館などがあります。大規模な施設等の整備が進むなか、景観の変化への対応や都市の風致の維持が懸念されます。
- ③ 神宮外苑地区は、スポーツイベントの開催など人々の交流の場となっています。多くの人が安心して楽しむ空間を形成するには、防犯上の課題があります。また、マラソンや自転車で利用される道路等は、自動車との錯綜や気温上昇等による環境面に課題があります。
- ④ 神宮外苑地区などでは、イベント開催時等に発災した場合、多くの帰宅困難者の発生が懸念されます。

《戦略の方向性》

国際的なスポーツ拠点とつながる玄関口の整備の推進

《重点的な取組み》

- (1) 世界的なスポーツ施設群を結ぶ駅と駅周辺の整備
 - 神宮外苑地区の整備
 - 神宮外苑地区の見通しの良い空間の創出
- (2) 潤いあふれる快適な都市空間の形成
 - 地域の自然・歴史等を活かした景観形成
 - 環境に配慮した道路対策の推進
 - 自由に歩いて快適に過ごせる空間の創出
- (3) 安心して人々が交流できるまちの創造
 - 防災対策の充実
 - 交流を創出する都市空間づくりの推進



○青山通り周辺地区まちづくりガイドライン【港区・2015年10月策定】

- ・本ガイドラインは、地域の発意による積極的なまちづくり活動を支援し、まちの動きに的確に対応しながら計画的なまちづくりを誘導していくためのものとして策定された。
- ・まちの将来像を『未来に受け継ぐ気品とにぎわいのまち 青山』とし、以下に示すとおり、3つの目標の実現に向けた取組方針を示している。

【目標1】 気品とにぎわいのある魅力的なまち

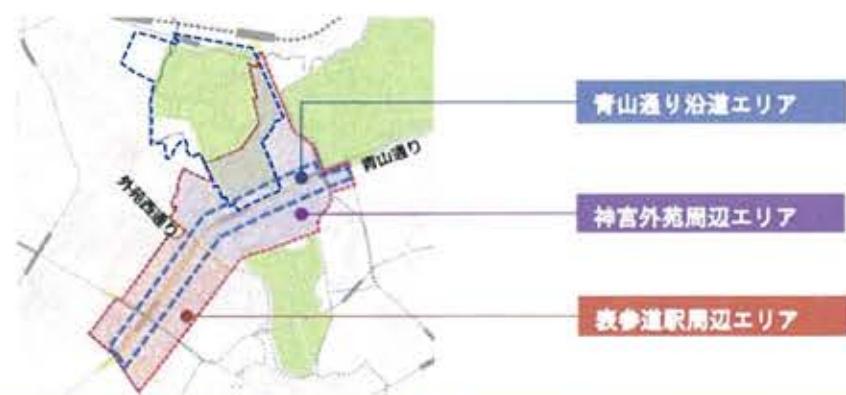
- 方針Ⅰ：青山通りを軸に気品と風格ある空間をつくる（沿道空間）
- 方針Ⅱ：にぎわいとやすらぎの調和した市街地をつくる（都市機能）
- 方針Ⅲ：多様で充実した文化交流の機会をつくる（文化交流）

【目標2】 安全・安心して生活できる落ち着きのあるまち

- 方針Ⅰ：住み続けられる良好な生活環境をつくる（居住環境）
- 方針Ⅱ：災害に強い安全な都市をつくる（防災対策）
- 方針Ⅲ：安心できる地域のつながりをつくる（美化・防災・防犯）

【目標3】 豊かな環境で過ごせる快適なまち

- 方針Ⅰ：快適な歩行環境をつくる（歩行空間）
- 方針Ⅱ：移動に便利な交通環境をつくる（交通対策）
- 方針Ⅲ：うるおいを感じられる都市環境をつくる（緑・環境）



青山通り沿道エリア

- 本地区の骨格を構成する重要なエリアであることから、歩きながら、ゆっくり時間を楽しむまちを目指し、青山らしい気品とにぎわいを備えた魅力ある沿道の街並みづくりに向けて重点的に取り組む
- ・公開空地等におけるイベントやオープンカフェの利用
- ・沿道建築物の低層部へのにぎわい施設の誘導
- ・業務・商業・居住・文化等の多様な機能の集積
- ・交差点周辺における歩行者滞留空間の確保や魅力的な演出
- ・地下鉄駅周辺における駅の出入口改良やバリアフリー化、自転車等駐車場の設置や案内サイン等の多言語化
- ・沿道建築物の耐震化の推進による特定緊急輸送道路の機能確保、帰宅困難者の一時受入れ場所の確保、情報連絡体制の強化
- ・沿道の地上部緑化や壁面・屋上等の緑化の推進
- ・自転車走行空間の整備、自転車シェアリングの導入

神宮外苑周辺エリア

- 2020年東京大会のメインスタジアムへの港区側の玄関口となり、大規模なスポーツ施設が立地しているエリアであることから、周辺を含めた歩行者ネットワークを充実させて、スポーツ・文化・交流の魅力に富んだまちを形成する
- ・業務・商業機能等と調和したスポーツ拠点の形成
- ・大規模なスポーツ施設等の集積をいかした文化交流の機会創出
- ・イベント開催時の災害等を想定した、災害時の情報通信環境の強化
- ・スタジアム通りの歩道の拡幅や歩道空地の確保
- ・交差点周辺におけるまとまりのある街区の形成や魅力的な景観形成
- ・四季の彩りと風格ある眺望景観の保全
- ・大規模な緑地をいかした身近にうるおいを感じられる緑化の推進

(出典：青山通り周辺地区まちづくりガイドライン)

○渋谷区都市計画マスターplan2000【渋谷区・2000年3月策定】※2019年3月の策定を目途に改定作業中

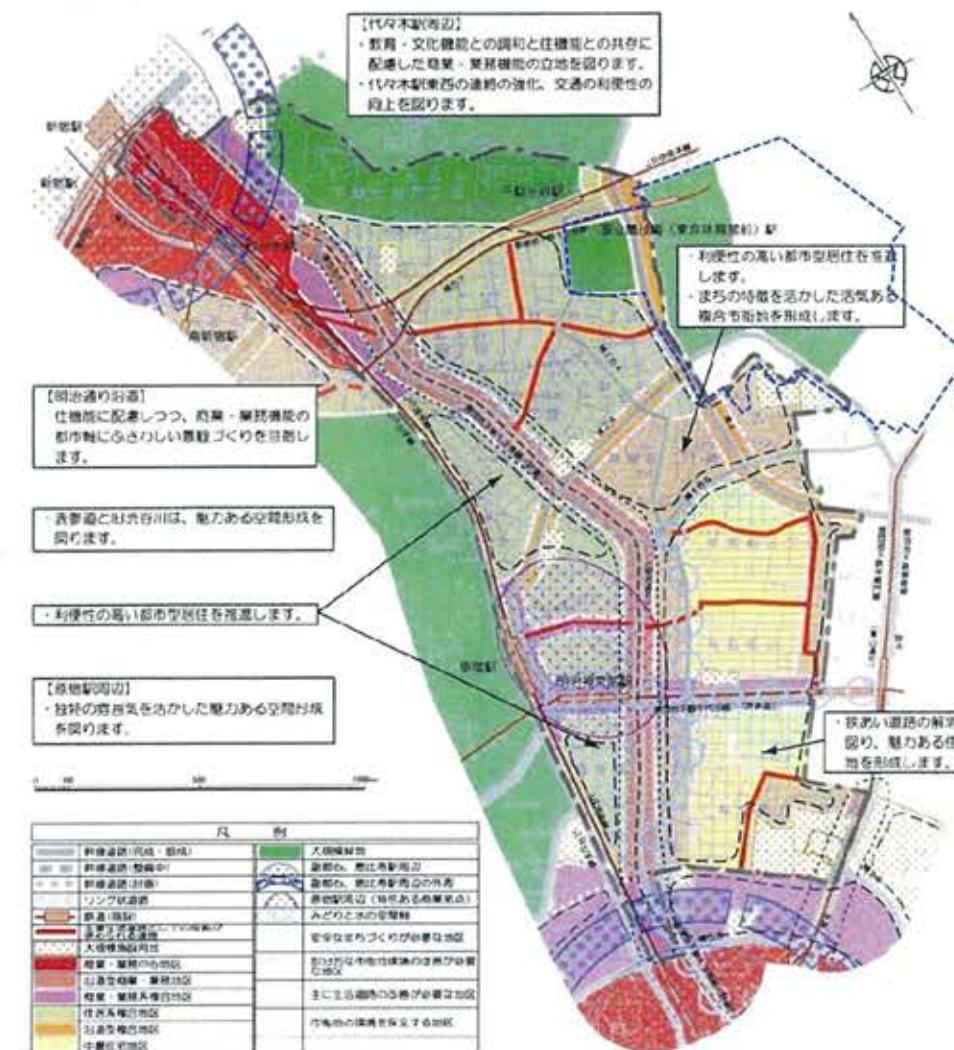
【将来都市構造】

- ・渋谷区の都市の骨格は「2つのまちの調和」を基本とし、副都心の育成や環境との調和を目指すとしている。
- ・神宮外苑地区は、都市計画公園の区域が「大規模な緑地」と位置づけられているほか、外苑西通り周辺市街地が「住機能を中心とする複合系市街地ゾーン」とされている。

【千駄ヶ谷・神宮前地域のまちづくり方針】

- ・神宮外苑地区は、「千駄ヶ谷・神宮前地域」に該当する。外苑西通り周辺市街地について、利便性の高い都市型居住の推進、まちの特徴を活かした活気ある複合市街地の形成が方向づけられている。

まちづくりの方針図



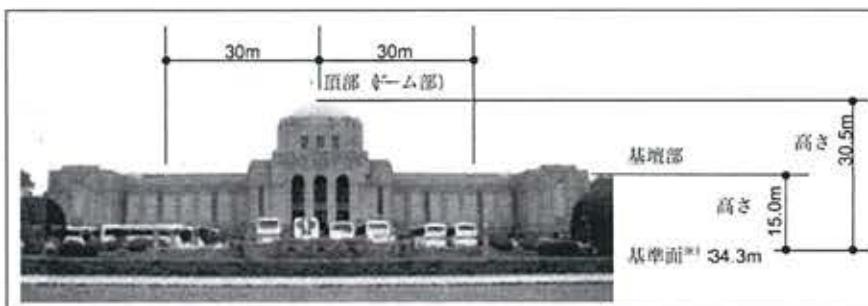
(出典：渋谷区都市計画マスターplan2000)

2) 景観計画等

○東京都景観計画 一美しく風格のある東京の再生ー [東京都 | 2016年8月改定]

【絵画館等の眺望の保全に関する景観誘導】

・わが国の近代化の過程で、首都東京の象徴性を意図して造られた建築物を中心とした眺望が保全されるよう、当該建築物の周辺で計画される建築物等の規模、色彩等を適切に誘導することを目的とする指針が定められている。保全対象建築物は、国會議事堂、迎賓館、絵画館、東京駅丸の内駅舎が指定されている。神宮外苑地区は、下図に示すとおり、絵画館と国會議事堂の景観誘導区域に一部が含まれている。



【文化財庭園等の眺望の保全に関する景観誘導】

・江戸時代を中心に造られた庭園内からの眺望が保全されるよう、当該庭園の周辺で計画される建築物等の色彩等を適切に誘導することを目的として、各保全対象庭園の景観誘導区域（外周線からおおむね1kmの範囲）では、庭園内の眺望地点から眺望した際の見え方のシミュレーション図を作成し、事前協議を行う。
・神宮外苑地区は、新宿御苑の景観誘導区域に含まれている。



○新宿区景観まちづくり計画 [新宿区 | 2015年3月改定]

《良好な景観の形成に関する方針》

I. 基本方針

- 視点1) 変化に富んだ地形をいかす
- 視点2) まちの記憶をいかす
- 視点3) 水とみどりをいかす

II. 広域的な景観の形成

(2) 聖徳記念絵画館や迎賓館および新宿御苑からの眺望の保全

・首都東京の象徴性を意図して造られた聖徳記念絵画館や迎賓館は、その周辺を含め、今日も風格ある景観を形成しています。この眺望景観を保全するため、周辺で計画される建築物等の規模や色彩等を適切に誘導していきます。

○新宿区景観形成ガイドライン [新宿区 | 2015年3月改定]

・神宮外苑地区は、「エリア別景観形成ガイドライン」では「神宮外苑・南元町エリア」に該当する。

1-7 神宮外苑・南元町エリア

明治神宮外苑は台地上に位置し、周囲を広報員道路が走っています。そのため、聖徳記念絵画館を中心とする眺めは広がりがあり、東京を代表する風格のある景観となっています。一方、谷地に位置する南元町は、周囲の豊かなみどりに囲まれた落ち着いたまちなみとなっています。



神宮外苑の広大な眺めと豊かなみどりに囲まれたまちなみへ

聖徳記念絵画館の眺望景観や広大な見晴らしを継承とともに、豊かなみどりに囲まれた住宅地のまちなみを保全する。

景観形成の方針

1. 聖徳記念絵画館の広大な眺めを保全する

景観形成の考え方
聖徳記念絵画館を中心とする広場からの広大な眺めを、将来に渡って継承する。

具体的な方策

- 広場を取り囲む既存樹木を保全する
- 広場からの眺めに配慮した形態整理とする
- 色彩はみどりと調和した落ち着いたものとし、特に、彩度の高いものは避ける。
- 屋上広告物は、設置しないようにするか、建築物と一緒に計画し、周囲からの見え方に配慮する



神宮外苑の豊かなみどりで囲まれた広大な眺めを保全する



○港区景観計画【港区・2015年12月改定】

《景観形成の基本方針》

基本方針1 水と緑のネットワークを強化し、潤いある景観形成を進める

基本方針2 歴史や文化を伝える景観を守り、生かす

②特色ある主要な道路沿いの街並みを創る

・景観の骨格を形成する主要な道路では、ゆとりある快適な歩行空間を整えるとともに、街路樹や植栽帯等の整備による緑化、修景等を進め、風格ある街並みを保全、創出します。（※主要な道路として青山通りが位置づけられている）

基本方針3 誰もが楽しく歩ける、にぎわいや風格のある通りを創る

基本方針4 地域の個性を生かした魅力ある街並みを育む

⑤人々に親しまれるランドマークの魅力を高める

・首都を象徴するランドマークについては、東京都の「大規模建築物等の建築等に係る事前協議制度」等との連携を図り、ランドマーク周辺やランドマークの前景、背景において、ランドマークに配慮した景観形成を進め、首都の風格のある景観を創出します。

（※ランドマークとして聖徳記念絵画館が位置づけられている）

基本方針5 区民・企業等・行政の協働で景観形成を推進する

【景観重要公共施設】

・景観形成特別地区の幹線道路や公園など、周辺の建築物等と一緒に「港区の骨格」を特徴づける景観を形成するために重要な公共施設を、景観重要公共施設に位置づけている。神宮外苑地区との関連では、「青山通り」と「神宮外苑銀杏並木」が景観重要公共施設に指定されている。



青山通り



四季折々の美しさで
人々を楽しませる銀杏並木

○青山通り周辺景観形成特別地区】

景観形成の目標：

魅力あるまちや拠点をつなぐ回遊ルートとして、道路と沿道の建築物等との一体的な景観形成を進め、国内外に誇れる風格とにぎわいのある街並みを育みます

景観形成の方針：

- 赤坂、青山、表参道、渋谷をつなぐ、風格ある街並みを守り、育てる
- にぎわいと潤い、安らぎが程よく調和した、楽しく散策できる街並みを演出する
- 表参道、明治神宮外苑銀杏並木の雰囲気を生かした魅力ある交差点を演出する



景観形成基準のねらい：

- 壁面基調色に落ち着いた色彩を使用することによる、風格ある街並みの創出
- 屋外広告物の表示等の配慮による、上品なにぎわいのある街並みの創出
- 歩行空間と一体となったオープンスペース等のデザインによる、楽しく歩ける空間の演出

【神宮外苑銀杏並木周辺景観形成特別地区】

景観形成の目標：

銀杏並木が演出する、四季の彩りと風格ある眺望景観を保全します

景観形成の方針：

- 聖徳記念絵画館の風格を際立たせる銀杏並木のスカイラインを守る
- 並木の公園として、ゆったりとくつろぎ、心地よく歩ける空間を創出する
- 銀杏並木のゲートとしての風格を備えた交差点を演出する



景観形成基準のねらい：

- 銀杏並木の高さに配慮した建築物の高さの誘導による、風格ある並木のスカイラインの育成
- 交差点部での、銀杏並木と調和した色彩の使用による、四季の彩りを生かした街並みの創出

○渋谷区景観計画【渋谷区・2013年3月策定】

《景観形成の基本目標と方針》

*景観形成の基本目標

多様な界わいが共存する都市の保全・再生・創造

*景観形成の方針

- (1) 地形の特性を活かした景観形成
- (2) 緑、河川等の自然の特性を活かした景観形成
- (3) 歴史・文化の特性を活かした景観形成
- (4) 都市における賑わい・交流空間の特性を活かした景観形成
- (5) 住民主体の取り組みを活かした景観形成

○渋谷区景観形成ガイドライン【2013年3月策定】

- ・本ガイドラインは、景観計画を解説する目的でとりまとめられたものである。
- ・地域別の景観形成の方向について解説がなされており、神宮外苑地区は、「千駄ヶ谷・神宮前地域」に該当する。関連する事項として以下が示されている。

- ◆鳩の森神社周辺の寺院等が集積する歴史的景観を保全：寺院が集積する地区においては、その周辺において、建築物等の形態、色彩、素材について、歴史的景観への調和に配慮する（※外苑ハウス周辺の市街地が該当）
- ◆住居機能と商業・業務機能が調和する景観を形成：商業・業務機能が入る低層部においては、オーニングの設置や開放的なファサードにより賑わいを創出、住居機能やオフィス棟が入る中高層部においては、落ち着いた形態、色彩とし、低層部同士、中高層部同士で調和のとれた景観を形成（※東京体育館周辺、外苑西通り沿道等が該当）

3) みどり関連等

○都市計画公園・緑地の整備方針（改定）【東京都・特別区・市町】 | 2011年12月改定]

- 本方針は、緑やオープンスペースの保全・創出に係る他の施策と一緒にとなって、東京における水と緑のネットワークの形成を目指し、都市計画公園・緑地の計画的な整備促進と、整備効果の早期発現に向けた取組の方針を明らかにするもので、計画期間を2020年までの10年間としている。
- 明治公園は、東京都事業として重点化を図るべき公園・緑地の1つとして選定されている。
- 都市計画公園・緑地整備の目標と実現化の基本方針として以下が掲げられている。
- また、センター・コア・エリア内の未共用区域を対象に、民間都市開発の機運を捉えた、まちづくりを公園・緑地の整備を両立させる新たな仕組み（※現在の「公園まちづくり制度」）の創設が明記されている。

〈目標〉

1. 安全安心な都市の実現

震災時の避難場所や救出・救助活動の拠点等となる公園・緑地、都市型水害等の軽減に寄与する公園・緑地の整備を推進し、安全・安心な都市の実現に貢献します。

2. 自然と共生する都市環境の形成

ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全等、良好な環境の確保に資する公園・緑地の整備により、環境負荷を低減し、自然と共生する都市環境の形成を推進します。

3. 質の高い生活環境の創出

大都市東京に住み働く人々に潤いと安らぎを与えるとともに、スポーツや文化活動等多様なレクリエーションの場となる公園・緑地の整備を促進し、快適で質の高い生活環境を創出します。

4. 魅力ある美しい都市の創造

江戸以来の歴史や文化、特色ある自然等を継承する公園・緑地の整備により、にぎわいや観光の拠点の形成、地域の個性の醸成、美しい景観の創出等を推進し、東京の魅力の向上を図ります。

〈実現化の基本方針〉

1. 事業化計画に基づく事業の重点化

この方針の中で、今後10年間で計画的、優先的に整備を進める区域を定める事業化計画を明らかにし、事業の重点化に取り組み、都市計画公園・緑地の早期実現を図ります。

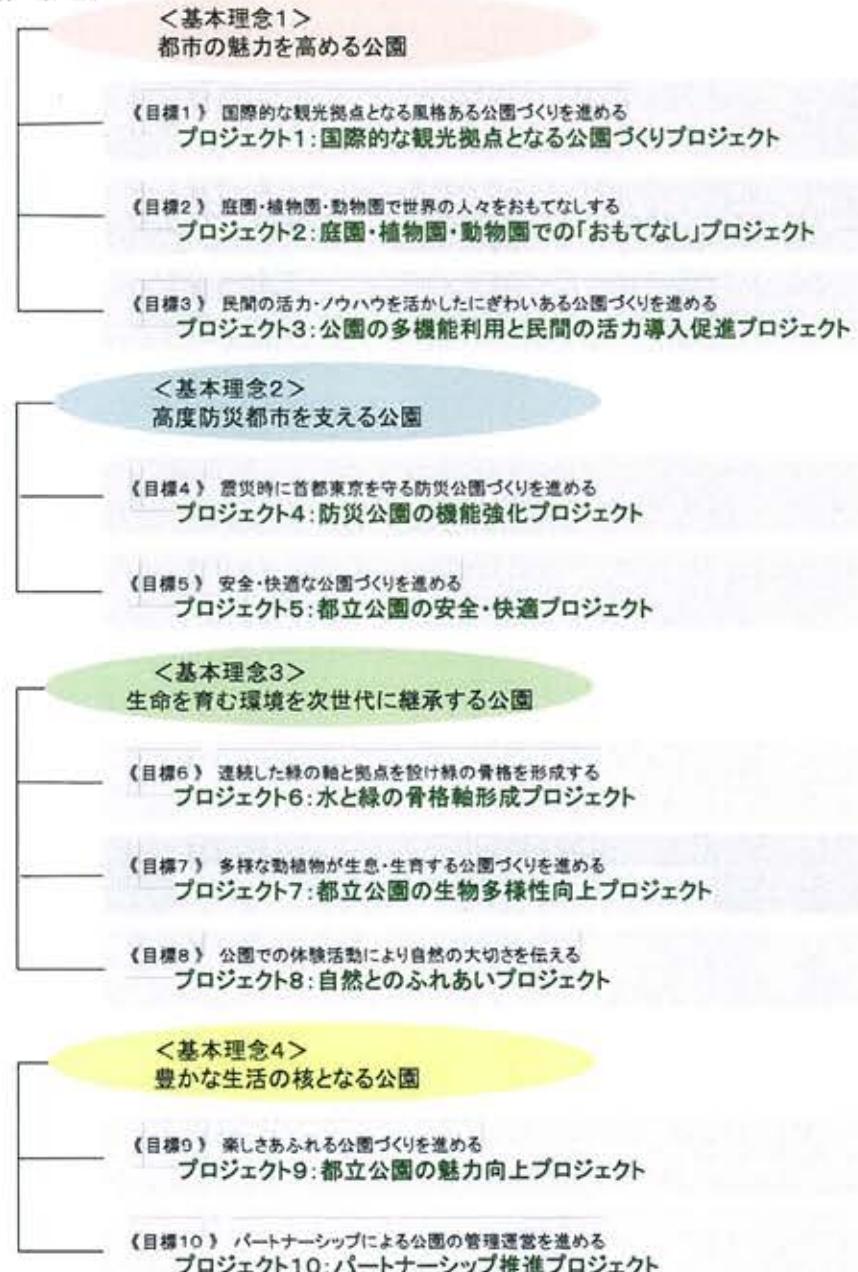
2. 民間事業者を含めた多様な主体の連携

公共事業者との連携はもとより、東京のまちづくりの重要な担い手である民間事業者等とも連携し、多様な主体による都市計画公園・緑地の整備を進めます。

○パークマネジメントマスターplan【東京都 | 2015年3月改定】

- 2004年に策定された「パークマネジメントマスターplan」の実施状況、地球環境への意識の高まり、東日本大震災の発生、オリンピック・パラリンピックの開催決定など策定後10年間の社会状況の変化、東京都長期ビジョンの策定等を踏まえ、新たな10年を見据えて改定を行った。
- 4つの基本理念と10のプロジェクトから施策を体系づけている。

体系図



○都立公園の多面的な活用の推進方策について 答申【東京都公園審議会 | 2017年5月】

- 2016年9月、東京都公園審議会に対し「都立公園の多面的な活用の推進方策について」が諮問された。
- 答申は、公園施設のしつらえ方、使い方に多様化、高度化、柔軟性が求められ、主体が公から民あるいは民との連携・協働が求められているとの認識のもと、緑とオープンスペースの重要な公的機能は確保しつつ、多様なニーズに応じた新しい提案となっているか、民間が継続的、安定的に取り組むための条件が適切か、周辺地域の価値や生活の質の向上が期待できるか等の観点から、新たな都立公園像に向けた戦略的な一步を示している。

多面的な活用のイメージ



まちづくりとの連携のイメージ



○新宿区みどりの基本計画【新宿区・2018年3月改定】

- 本計画は、「緑の基本計画」であるとともに「生物多様性地域戦略」の性格も併せ持つ。
- 計画の理念を「潤いと風格のあるみどりで賑わう持続可能な都市“新宿”をめざします。」とし、緑被率・みどり率・公園・区民のみどりに対する実感・緑視率の5項目の目標を定めている。施策の体系として5つの基本方針と21の行動方針を掲げている。
- 行動方針を各地域に展開するため、地域別の方針を示している。神宮外苑地区は、四谷地域に含まれる。

(1) 四谷地域「賑わいと歴史かおるみどりの連携」

歴史・文化的資源と公園の連携など歴史や文化とつながる緑化をします。

みどりのまちづくりの方針（抜粋）

- みどりの骨格の形成：外濠周辺、新宿御苑周辺と明治神宮外苑周辺の大規模公園を核として、散歩道の設定と沿道緑化をすすめます。また、明治神宮外苑地区を背景として、信濃町地区を含めたみどりの潤いと賑わいが調和したまちづくりをすすめます。
- みどりの軸の形成：新宿御苑から明治神宮外苑、新宿通りや明治通り、外苑東通りなどを歩きたくなる道として整備をすすめます。
- みどりのモデル地区の指定：四ツ谷駅、信濃町駅周辺を「緑視モデル地区」に指定し、開発、建て替えに際して緑化を誘導します。



○港区緑と水の総合計画【港区・2011年3月策定】

- 本計画は、都市緑地法に規定される「緑の基本計画」であり、区の緑とオープンスペースに関する総合的な計画として位置づけられる。計画期間は、21世紀半ばを見据えつつ、2020年度までの10年間とされている。
- めざす将来像を「いのちはぐくむ緑と水 かがやくまちみなと」とし、実現に向けた計画の4つの方針を掲げている。
- 地域特性を生かして緑と水を守り、育てていくため、地区別方針を示している。神宮外苑地区は赤坂地区に含まれる。

まちの歴史とにぎわいを彩る

豊かな緑を未来に向けて受け継ぐまちをつくる

赤坂地区の重点的な取組み：区民や事業者と連携、協働して、緑と水を守り、育てるため、アドバ・プログラムへの参加団体の増加

緑と水のまちづくりの方針（抜粋）

■みんなで緑と水を育てよう

■ゆかりの緑と水を大切にしよう

■ふれあいともてなしの緑と水を創り出そう

○風格ある並木の育成

- 青山通り、明治神宮外苑、青山霊園をはじめ、地域の特徴でもある風格ある並木を充実させていくため、国、東京都等と協力して、豊かな緑量を感じられる街路樹を育成します。

○景観資源、大規模な緑の拠点を生かす連続性ある緑・オープンスペースの創出

- 景観重要公共施設である青山通り、景観形成特別地区である明治神宮外苑の周辺において、これらとの連続性に配慮したオープンスペース等の緑化を進め、景観形成を進めます。

■緑と水をつなごう



○渋谷区みどりの整備方針【渋谷区・2016年7月】

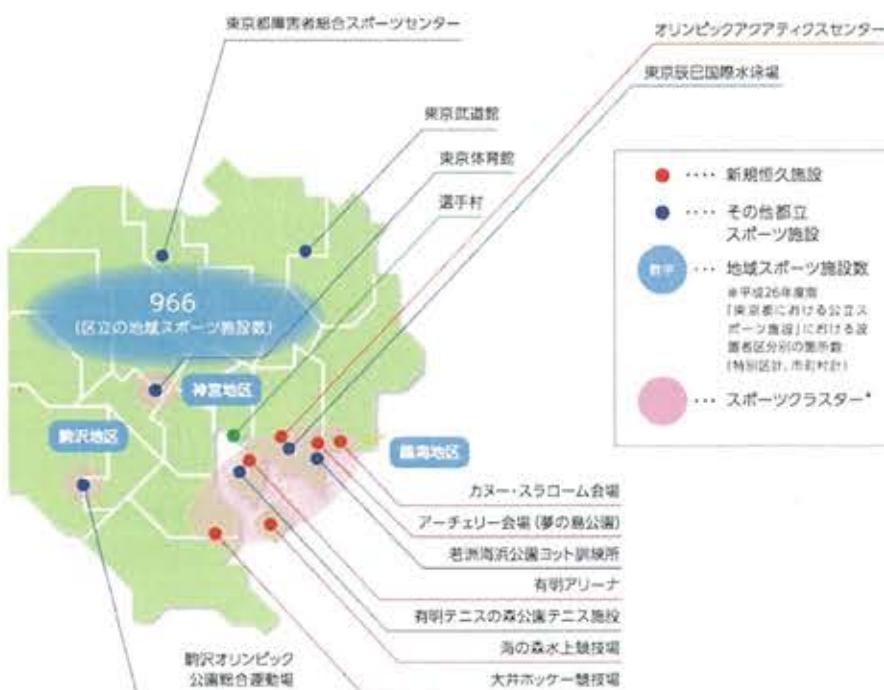
- 本方針は、「渋谷区みどりの基本計画改訂版」の策定（2021年度予定）までの補完的方針として、渋谷区が推進すべき緑化政策についての考え方と施策について示したもので、いわば暫定的な「みどりの基本計画」の役割を担う。
- 目指すべき具体像として「魅力的で質の高いみどりに囲まれた賑わいのまち」を掲げ、以下の3つの基本方針のもとで施策を展開することとしている。

	区民等との協働	行政主導の整備
みどりの保全	<ul style="list-style-type: none"> ■自主管理花壇の促進 ■天然芝生化の推進 <p>地域における良好な景観形成を促進したり、スポーツ活動の中で、区民等がみどりを育む機会を増やす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■緑と水の空間軸の実現 ■緑道の整備 ■渋谷川の環境整備 <p>面的なみどりの整備を区内全域に向けて実施しながら、伝統的なみどりある良好な景観と都市環境対策さらに潤いのある賑わい空間の形成を図る。</p>
みどりの創出	<ul style="list-style-type: none"> ■市民緑地制度 ■区民菜園制度 ■PPP事業による緑地等の整備、管理 <p>区民等と連携しながら、地域特性を考慮しながら、新しい緑化制度を展開する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■小さな森プロジェクト ■区立公園の整備 ■壁面緑化の推進 ■公共施設の緑化推進 ■間伐行為による緑化推進 ■水辺の再生整備 <p>建物の緑化指導や公共施設の緑化により質の高いみどりの創出し、公園不足解消や防災機能強化等を目指した公園、水辺整備を推進する。</p>
みどりの啓発	<ul style="list-style-type: none"> ■みどりの表彰制度 ■地域連携型みどり体験交流 <p>区民等がみどりや自然と親しむ機会を増やすことで、地域の景観形成だけでなく自治会活動等の活性化を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ふれあい植物センターの拠点化 <p>園芸講座や自然環境講座など、公園をフィールドとしたみどり啓発事業の開催や、区民菜園での園芸相談など、都会の日常生活に小さな自然体験を提供できる拠点として事業を展開する。</p>

4) 東京2020大会・スポーツ関連

○2020年に向けた東京都の取組－大会後のレガシーを見据えて － [東京都 | 2015年12月]

- ・東京2020大会後のレガシーを見据えた東京都の取組を明らかにすることを目的として、大会を通じて価値あるレガシーを残していくための取組を、2020年に向けて着実に進めること、大会に向けた取組を明らかにすることにより、都民が大会に関わりを持ち、参加するきっかけとなることを意図したものである。
 - ・大会後のレガシーを見据えた8つのテーマについて取り組みを提示している。そのうち、「テーマ1 競技施設や選手村のレガシーを都民の貴重な財産として未来に引き継ぎます」の中で、「スポーツ施設が集積する神宮地区や駒沢地区、臨海地区、武蔵野の森地区について、相乗効果、相互補完的な役割を踏まえ、都民のスポーツの場として有効に活用していくよう、検討を進めていく」ことが示されている。



○東京都スポーツ推進総合計画【東京都 | 2018年3月策定】

- ・スポーツ振興施策を総合的、体系的に推進していくため、これまでの「東京都スポーツ推進計画」と「東京都障害者スポーツ振興計画」を統合する形で策定されたものである。
 - ・スポーツを、競技スポーツに限らず、健康の維持・増進や気晴らし・楽しみ等を目的に行われる身体活動も含め幅広く捉えた上で、基本理念、3つの政策目標、9つの達成指標、30の政策指針により政策を体系づけている。

基本理念：スポーツの力で東京の未来を創る
(都民のスポーツ実施率70%)

- 政策目標：1 スポーツを通じた健康長寿の達成
2 スポーツを通じた共生社会の実現
3 スポーツを通じた地域・経済の活性化

- ・「政策指針21 スポーツクラスターを核とした地域の活性化」において、スポーツクラスターをレガシーとして将来に遺していくために、スポーツの拠点としてだけでなく、周辺施設との連携を図りながら、都民に末永く親しまれる地域の中核施設として活用していくことが重要とした上で、具体的な取組の1つとして神宮外苑地区のスポーツクラスターの整備・活用を示している

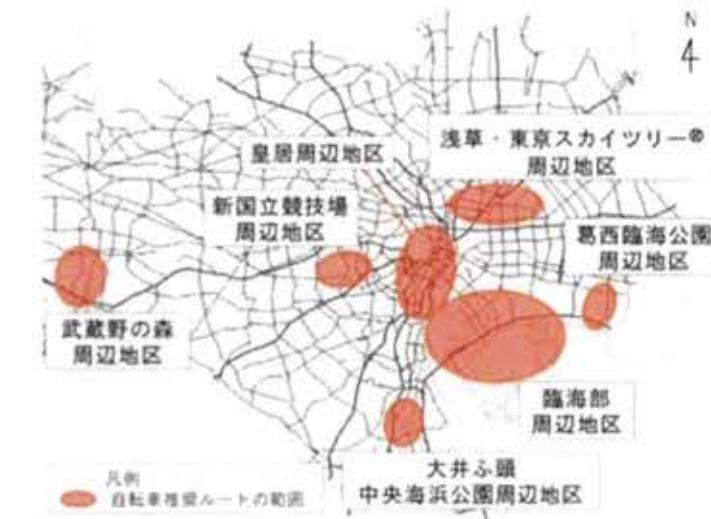
政策指針 21 スポーツクラスターを核とした地域の活性化

スポーツクラスターの整備と活用（神宮外苑地区）

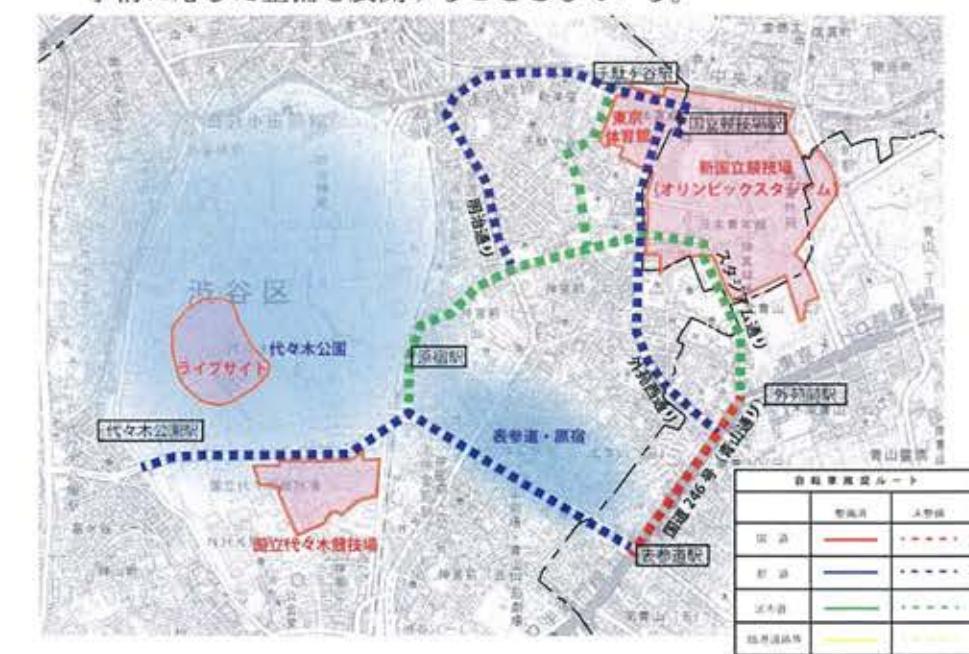
- ・神宮外苑地区の主な施設として、東京 2020 大会の開会式・閉会式や競技会場となる新国立競技場(オリンピックスタジアム)や東京体育館があります。その他の大規模スポーツ施設の連鎖的な建て替えや青山通り沿道等の土地の高度利用を促進し、魅力ある複合市街地の形成を通じて、地区一帯でにぎわいと風格を兼ね備えた世界に誇れるスポーツ拠点を目指していきます。

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた自転車推奨ルートの取組について【東京都 | 2015年4月策定】

- ・ 東京都は、国道・都道・区市道等の区別なく、自転車走行ルートをネットワーク化した自転車推奨ルートを設定し、2020年大会の開催時に、外国からの来訪者も含めて誰もが大会の雰囲気や観光地のにぎわいを自転車で楽しめるよう、国や区市等と整備を進めいくこととしている。
 - ・ 競技会場や主要な観光地の周辺7地区を対象に、国・東京都・12区3市・警視庁で構成する検討会で自転車ルートを設定している。



- 新国立競技場周辺地区では、下図に示すような自転車推奨ルートが設定されており、車道の活用を基本に、東京の道路事情や交通事情に応じた整備を展開することとしている。



5) 地域防災計画

○東京都地域防災計画 震災編【東京都 | 2014年修正】

(関連する詳細な取組内容について)

ウ その他の防災まちづくり事業等

(オ) 民間の活力も活用した防災拠点整備の促進

- ・都都市整備局は、都市開発の機を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、一時滞在施設、防災備蓄倉庫、自家発電設備の整備を促進する。
- ・鉄道駅周辺や主要な街道周辺で行われる市街地再開発事業など民間の開発プロジェクト等において、一時滞在施設、備蓄倉庫、非常用電源などを備えた防災上の拠点となる施設を誘致し、災害時における宿場的な機能を創出する。

(サ) 避難場所の確保

- ・避難場所区域内で都市開発が行われる場合には、地域の状況を見ながら、最低限の現状機能が維持されるように開発事業者を誘導する。

エ 都市空間の確保

(ア) 公園の整備

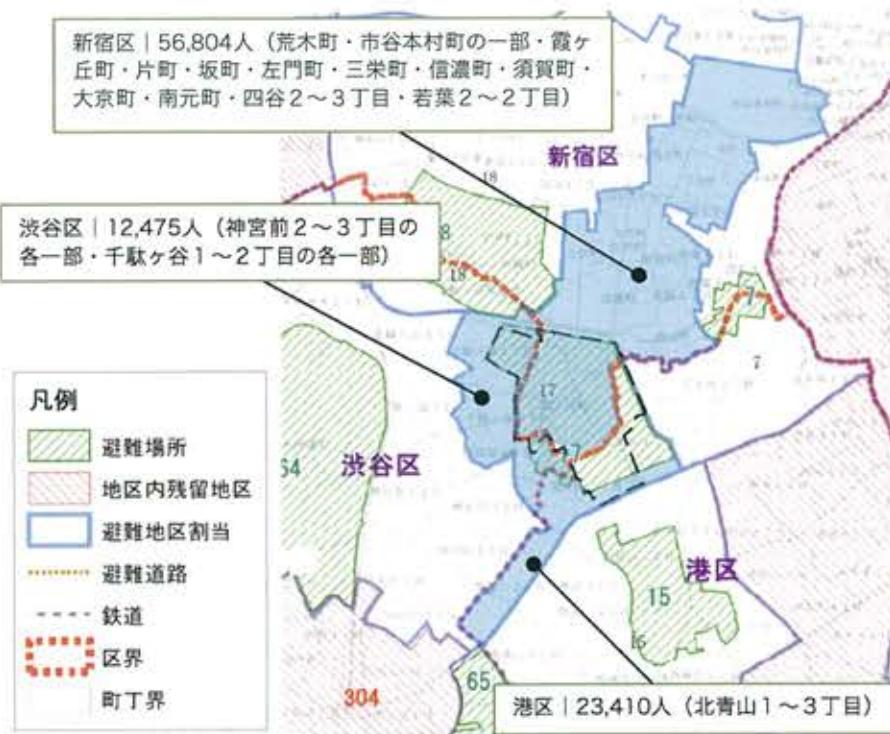
- ・都都市整備局は、「都市計画公園・緑地の整備方針(改定)」(平成23年12月)に基づき、震災時に避難場所や救助等の活動拠点となる公園等の整備を重点的に推進する。
- ・都建設局は、防災活動拠点や避難場所に指定されている既設公園において、震災時に必要となる臨時のヘリポート、避難した都民や帰宅困難者のための防災トイレ、非常用照明設備、避難誘導灯、公園の入口から園内の拠点(避難場所やヘリポート等)への車両動線の確保など、防災関連施設を整備してきた。今後は、災害や停電時においても主要公園施設の機能を維持するために必要な設備等の整備や、首都直下地震等対処要領を踏まえた防災関連施設等の整備検討など、都立公園の防災機能の充実を図る。
- ・都都市整備局は、センター・コア・エリア内の未整備の都市計画公園・緑地の区域を対象として、まちづくりと公園・緑地の整備を両立させる「公園まちづくり制度」を運用し、公園機能の早期発現を図る。

(オ) 防災ネットワークの形成

- ・都都市整備局は、都市の防災機能を高めるため、公園、未利用地、水路など様々な空間を活用して、防災ネットワークを形成する。
- ・都建設局は、公園や緑地を街路樹や緑化された河川で結ぶとともに、街路樹の回復・更新を進めるなどグリーンロードネットワークの充実を図る。

(広域避難場所の指定)

- ・明治神宮外苑地区は、都市計画明治公園区域の明治記念館地区を除き他敷地も含めた有効面積405,113m²の範囲を広域避難場所として指定されている。
- ・明治神宮外苑地区の計画人口1人当たり避難有効面積は4.37m²/人であり、原則(避難計画人口1人当たり1m²以上)を上回り余裕がある。



(医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場及び災害時臨時離着陸場の候補地)

- ・都が指定する災害拠点病院から概ね5km以内の陸路地点に医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場を指定する。
- 医療機関: 慶應義塾大学病院
対象施設: 明治神宮外苑軟式野球場
確保面積: 2,000m² (着陸展開面: 110m × 100m)

(緊急輸送道路)

- ・特定緊急輸送道路: 首都高速4号新宿線、国道246号(青山通り)
- ・緊急輸送道路: 外苑西通り、外苑東通り

(帰宅支援の対象道路)

- ・対象道路: 玉川通り(三宅坂~二子橋) <青山通り>
- ・沿道では、災害時帰宅支援ステーション設置、安全な歩行空間の確保、沿道建物の耐震化

○各区地域防災計画【新宿区 | 2014年度修正・港区 | 2016年度修正・渋谷区 | 2013年度修正】

- ・各区の地域防災計画における、神宮外苑地区に関する具体的な記載を抜粋する。

(防火水槽)

・神宮第二球場入口	容量80m ³
・都立明治公園	容量100m ³
・かすみ児童公園内	容量40m ³
・日本青年館北側	容量40m ³
・日本青年館南側	容量40m ³
・東京体育館	容量100m ³
	[以上、新宿区計画]
	[渋谷区計画]

(地域集合場所)

- ・地域集合場所は、災害発生時に地域の人々の安否確認や救出・救護を行うために一時的に集まる場所で、町会・自治会等が定めている。

地域集合場所名称: 秩父宮ラグビー場 [港区計画]

町会・自治会名: 南北青山二丁目町会

(防災備蓄倉庫)

- ・施設名: 伊藤忠商事東京本社ビル [港区計画]
設置階: 地下1階
面積: 210m²

(協定に基づく飲料水提供事業所)

- ・ビル名称: 伊藤忠商事東京本社ビル [港区計画]
基数: 2基
容量: 176m³

(帰宅困難者支援(受入)施設)

- ・対象施設: 東京体育館 [渋谷区計画]